

## ラオス・モン族の食糧問題と移住

鈴木基義\*, 安井清子\*\*

### Food Problems and Migration among the Hmong Tribe in Laos

SUZUKI Motoyoshi\* and YASUI Kiyoko\*\*

Swidden farming, which has long been practiced by upland ethnic groups in the mountainous areas of Laos, is now criticized for destroying forests and the environment. It must be noted that swidden farming has been the only method of food production for upland people. Under conditions of fertile soil and a scattered population, farmers could practice shifting cultivation with a long fallow cycle and produce a good harvest. But now several factors, including demographic growth, soil quality degradation, and the promulgation of land allocation decrees, have forced the fallow cycle to become shorter, a situation which requires more labor input for weeding to overcome lowered productivity.

At our research site, Houayxon Village, Samnuea District, Houaphan Province, villagers predict that they will be unable to continue swidden farming in the near future because of degraded natural conditions and the government's enforcement of its policy prohibiting swidden farming. This situation has divided villagers into two camps. Some villagers have decided to move down to the foot of the mountains in search of rice paddy fields, and others have decided to remain in the mountains.

This paper aims to explain, through analyzing empirical interview data, why different decisions were made by different villagers. Finally, it proposes some possible methods of increasing food production for the people living in the mountains.

**Keywords:** swidden farming, opium production, food problem, Hmong tribe

**キーワード:** 焼畑農業, ケシ栽培, 食糧問題, モン族

---

\* 鈴鹿国際大学; Suzuka International University, 663-222 Koriyama-cho, Suzuka City, Mie 510-0298, Japan

\*\* 東京外国語大学外国語学部; Faculty of Foreign Studies, Tokyo University of Foreign Studies, 3-11-1 Asahi-cho, Fuchu City, Tokyo 183-8534, Japan

## I はじめに

焼畑はラオスの森林破壊の元凶であり、その担い手である山岳民族が批判の矢面にさらされている。しかしその実態は食糧安全保障の問題であり、他に食糧確保の手段が見出されるのであれば、森林破壊は簡単にくい止められるであろう。換言すれば焼畑以外に食糧確保の容易な手段が見出せない限り、その拡大に歯止めをかけることはできない。山岳民族にとってみれば、自己の生存のために焼畑を優先せざるを得ず、森林破壊は結果として起こる事象にすぎないがゆえに、森林破壊に対する罪の意識は薄い。ところが調査を進める中で山岳地帯の焼畑農民が直面している現実はいくらもはるかに複雑で深刻なものであった。調査村であるフアパン県サムヌア郡ファイソン村の人々には「外延的」に焼畑を行う余地はもはや残されていなかったのである。

彼らは焼畑農業の将来に非常に強い危機感を抱いていた。そのなかでも特に強い危機感をもつ農民はすでにファイソン村を捨て国道沿いに移住していたが、移住が食糧問題を解決してくれる訳ではなかった。これは議論の本質が焼畑を継続すべきか止めるべきかという短絡的な二者択一問題ではないことを物語っている。これまで農民は人口の増大に直面すると、外延的略奪型の焼畑を行ってきたが、この過程のなかで森林の過剰利用が進み、必然的に「共有地の悲劇」を生むことになった。これを受けて焼畑跡地の休閑期間を長期（10年以上）から中期（8～10年）へ、そして短期（5～8年）へと短縮して、土地の集約的利用を加速することによって、農民は増大する人口問題と食糧問題への対処法を見出してきた。そのような休閑地不足はますます深刻さを増し、他の村落では余りみられない「焼畑耕地の割当制度」が発案、導入されることとなった。しかしその対処法もむなしく休閑期間が短くなればなるほど土地の生産性は低下する一方で、除草作業に費やす労働投入量が増大するため、手間をかけた割には収量は伸びない。すなわち天候が順調に推移すれば確実な収穫を期待することのできる雨期の天水田稲作と異なり、森林が村落人口の増大に応じるだけの十分な耕地を提供できないため、焼畑は生活の安定に今や寄与し得ないのである。このような食糧問題の深刻化に直面したファイソン村では、他の地へ移住する農家がでてくる一方、依然として村にとどまる農家もみられた。

本稿では、2004年焼畑全面禁止令<sup>1)</sup>のもとで、（1）残留と移住という全く異なる意志決定が生じるのはなぜかその理由を明らかにしたい。さらに（2）ラオス政府による山岳民族の低地への移住政策についても、それが必要不可欠な政策なのかを吟味する。加えて（3）すでに移住が完了した社会経済地域でみられる食糧不足問題を解決する方策としてどのような可

---

1) 1999年発布の農林省政令。2004年から焼畑を全面的に禁止するという内容。

ファイソン村は、ラオスの北東部フアパン県の県庁所在地サムヌアから南西に約 20 km の地点にある。サムヌアより国道 6 号線を南へ車で 30 分ほど行き、ナムハム川を渡ると低地ラオの村、ハムタイ村およびナムアン村がある。車はこの村までしか入らない。ナムハム川の支流タープアン川の左岸を約 3 時間登ると、高地ラオのモン族の村、ファイソン村に到着する。ファイソン村は、1,700 メートル級の山々が連なる東側山麓、標高約 1,350 メートルの地点、山々から流れてくるタープアン川のほとりに位置している (図 1)。

低地ラオ族の水田  
 ファイソン村・23km村  
 の水田

①ファイソン村  
 ②ファイワン  
 ③ヤート村  
 ④ハムタイ村  
 ⑤ナーチョン村

ファイソン村土地境界線

陸稲の奥らない森

ナーチョン村  
 ハムヌア村  
 ヤート村  
 ハムタイ村  
 ナームアン村  
 ラクサーオ村  
 23km村  
 ドン村

ナーサムタ  
 ナムナム川  
 6号線  
 ナー・ブアン川  
 ナー・サンドン  
 ナー・ルム

12km村  
 1756  
 1793

0 1km

出所：筆者作成。

つに分散、移動し、現在のファイソン村の場所に移った村をタープアン村と名づけた。

第2次世界大戦終了後、ラオスでは内戦が勃発する。アメリカは共産化を恐れて介入、モン族を中心に兵士を村からかき集めた。当時サムヌア東部のパティ山の上にアメリカのレーダー基地が作られ、その麓にモン族の兵士とその家

族が大勢集められていた。タープアン村（現ファイソン村）からも、多くの若者が兵士となって移り住んだ。食糧は「エア・アメリカ」[マッコイ 1974] の輸送機がパラシュートで投下していた（ジュネーブ協定により、アメリカはインドシナへの直接介入が禁じられたため、CIA はインドシナ諸国の共産化を阻止すべく「エア・アメリカ」という民間航空会社を設立、そのもとで活動を継続していた）。1968年にレーダー基地は、共産軍（現ラオス政府）の奇襲により落され、サムヌア全域は共産側の支配地となった。その際若者の多くが兵士をやめ村に戻っていった。そのため1969年にタープアン村はアメリカ側からの空襲を受けている。現在のファイソン村という名がついたのは、現体制となり村が再編成された1978年のことである。タープアン村の他、5つの村が統合されて、現在のファイソン村ができた。

ファイソン村には、1999年において43農家、2000年には親から独立した3農家を加え46農家が居住していた。46農家すべてに聴取することができたが、複数年にわたる調査期間中に連続して聴取が可能となった31農家を研究分析対象とする。表1にファイソン村基礎資料を示す。

表1 ファイソン村基礎資料

|       | 1999年 | 2000年 | 増加率  |
|-------|-------|-------|------|
| 人 口   | 325   | 339   | 4.3% |
| 男     | 167   | 168   | 0.6% |
| 女     | 158   | 171   | 8.2% |
| 農 家 数 | 43    | 46    | 7.0% |
| 調査農家数 | 31    |       |      |

出所：聞き取り調査により筆者作成。

### III ラオス政府の焼畑政策

ラオス政府は「第4次社会・経済開発5カ年計画（1996～2000）」[Laos' Cooperation and Planning Commission 1996] のなかで、（1）食糧自給・増産・安定供給、（2）換金作物の振興、（3）焼畑農業の縮小・安定化を農業開発面の主要課題として位置づけている。ラオス農林省もまた「2020年に向けた農業開発ヴィジョン」[Laos' Ministry of Agriculture and Forestry 1999] を策定し、同一の目標を掲げている。これらの農業・農村開発計画を踏まえて、アジア開発銀行は「ラオス国農業開発戦略」を策定し、市場経済を念頭に置いた上で、（1）農業発展に向けた商事業環境の整備、（2）行政組織の強化、（3）金融制度の改善、（4）焼畑農業の縮小、（5）灌漑投資の効率化、（6）農村インフラ整備の改善、（7）計画策定のための意志決定システムの改善、のための戦略を提起している。

これらの開発戦略は、焼畑の縮小・安定化に対する政策として、アグロフォリストリー等を

通じた営農方法の改善や代替的所得創出活動を提言している。加えて輪作および高収量品種により陸稲の生産性の向上をはかるとともに、山間部において畑作複合型の農業を構築させることが肝要であると謳う。しかしながらラオス政府が実施している政策は、一部山岳民族の低地への移住である。ところが現実には水田が造成できる土地は低地ラオによってすでに占拠されているため、山岳民族は自発的であれ強制的であれ低地に移住したところで水稻栽培を行うことはほとんどの場合困難である。こうした現実をラオス政府が認識していないとすれば、山岳民族の低地定住化政策を見直す必要がでてこよう。

#### IV ファイソン村の米自給状況

##### IV-1 1998 年の耕作面積

ファイソン村の人々が 1998 年に耕作した焼畑耕作面積の合計は 25.7 ha であった（ただし郡税務局に申告した焼畑耕作面積は 17.8 ha にすぎない）。1 農家当たりの焼畑耕作面積は 0.8 ha であった。最も広い焼畑耕地を保有する農家でさえその面積は 1.8 ha にすぎない。焼畑 1 ha 当たりの収量は最高で 1.7 トン、最低で 0.4 トン、平均すると 1.2 トンと低い。一方、同年に耕作された水田面積の合計は 20.6 ha にのぼった。1 農家当たりの水田耕作面積は 0.9 ha、最も広い水田を保有する農家でさえその面積は 1.8 ha にすぎない。水田 1 ha 当たりの収量は最高で 3.3 トン、最低で 0.8 トン、平均すると 1.6 トンしかない。

##### IV-2 1998 年の米自給状況の検証

###### IV-2-1 米余剰・不足農家別米自給状況

鈴木 [1995] は、ラオス焼畑農民の 1 人当たり米消費量を年間 360 kg（粳）と推定<sup>2)</sup>した。精米では約 216 kg に相当する。これをもとにファイソン村の米自給状況を推定した。ファイソン

---

2) 鈴木 [1995] はラオス人 1 人当たりの米消費量（粳）を次のような 3 段階で推定している。

（1）ラオス人 1 人当たりの平均 1 日摂取カロリーを 2,637 kcal としたうえで、農村地域では必要栄養の 80% を米で摂取 [World Bank 1991] するとの報告をもとに、米から摂取する栄養量 ( $\alpha$  kcal) は、 $\alpha = 2,637 \times 0.8 = 2,109.6$  kcal となる。

（2）粳 1 kg に含まれる栄養量 ( $\beta$  kcal) を求めると、精米 1 kg には 3,560 kcal の栄養分が含まれているので、粳に換算すると、粳 1 kg の約 6 割が精米分であるから、精米 1 kg : 3,560 kcal = 粳 1 kg (精米 0.6 kg) :  $\beta$  kcal より、 $\beta = 3,560 \times 0.6 = 2,136$  kcal が粳 1 kg の栄養分となる。

（3）粳 1 kg に 2,136 kcal の栄養分が含まれているから、ラオス人が 1 人当たり米から摂取する栄養量をキログラム重量 ( $\gamma$ ) に変換すると、

$$\gamma = \frac{\alpha}{\beta} = \frac{2,109.6}{2,136} = 0.9876 \text{ kg}$$

を得る。2,109.6 kcal は、0.99 kg の粳に相当するので、1 年間では粳約 360 kg (= 0.9876 kg × 365 日) を消費するという値が得られる。本稿ではこの推計値をおよそ妥当な数値としてファイソン村の農民に適用したが、今回の調査では「ファイソン村」の米消費量を実際に推計してみる必要がある。

表2 米余剰農家と不足農家比較および農業形態別米自給状況  
——焼畑耕地割当制度実施前（1998年）——

|                |    | 農<br>家<br>数 | 家<br>族<br>構<br>成<br>員 | 女   | 12<br>歳<br>以<br>下<br>子<br>供 | 焼畑               |             |        | 水田                              |             |                  | 水田＋焼畑                                          |                       |             |             |                                 |                                      |
|----------------|----|-------------|-----------------------|-----|-----------------------------|------------------|-------------|--------|---------------------------------|-------------|------------------|------------------------------------------------|-----------------------|-------------|-------------|---------------------------------|--------------------------------------|
|                |    |             |                       |     |                             | 焼<br>畑<br>面<br>積 | 収<br>穫<br>量 | 収<br>量 | 実<br>際<br>の<br>水<br>田<br>面<br>積 | 収<br>穫<br>量 | 実<br>質<br>収<br>量 | 実<br>際<br>の<br>水<br>田<br>＋<br>焼<br>畑<br>面<br>積 | 収<br>穫<br>量<br>合<br>計 | 家<br>族<br>米 | 必<br>要<br>量 | 家<br>族<br>米<br>過<br>不<br>足<br>量 | 1<br>人<br>当<br>米<br>過<br>不<br>足<br>量 |
|                |    |             |                       |     |                             | ha               | kg          | kg/ha  | m <sup>2</sup>                  | kg          | kg/ha            | ha                                             | kg                    | kg          | kg          | kg/人                            |                                      |
| (1)米余剰<br>農家   | 合計 | 17          | 117                   | 61  | 58                          | 14.1             | 18,200      | —      | 156,159                         | 23,000      | —                | 29.8                                           | 41,200                | 31,680      | 9,520       | 1,781                           | 59.6                                 |
|                | 平均 |             | 6.9                   | 3.6 | 3.4                         | 0.8              | 1,071       | 1,309  | 10,411                          | 1,533       | 1,525            | 1.8                                            | 2,424                 | 1,864       | 560         | 105                             | 3.5                                  |
| (2)米不足<br>農家   | 合計 | 14          | 108                   | 56  | 52                          | 11.6             | 10,295      | —      | 49,356                          | 7,500       | —                | 16.6                                           | 17,795                | 29,520      | － 11,725    | － 2,163                         | － 72.1                               |
|                | 平均 |             | 7.7                   | 4   | 3.7                         | 0.8              | 735         | 993    | 6,170                           | 1,071       | 1,714            | 1.2                                            | 1,271                 | 2,109       | － 838       | － 155                           | － 52                                 |
| (1)＋(2)        | 合計 | 31          | 225                   | 117 | 110                         | 25.7             | 28,495      | —      | 205,515                         | 30,500      | —                | 46.4                                           | 58,995                | 61,200      | － 2,205     | － 382                           | － 12.5                               |
|                | 平均 |             | 7.3                   | 3.8 | 3.5                         | 0.8              | 919         | 1,164  | 8,935                           | 1,386       | 1,585            | 1.5                                            | 1,903                 | 1,974       | － 71        | － 12                            | － 0.4                                |
| (1)水田<br>農家    | 合計 | 4           | 22                    | 10  | 6                           | 0.0              | 0           | —      | 60,387                          | 8,000       | —                | 6.0                                            | 8,000                 | 6,840       | 1,160       | 275                             | 9.2                                  |
|                | 平均 |             | 5.5                   | 2.5 | 1.5                         | 0.0              | 0           | —      | 1,5097                          | 2,000       | 1,274            | 1.5                                            | 2,000                 | 1,710       | 290         | 69                              | 2.3                                  |
| (2)焼畑<br>農家    | 合計 | 8           | 39                    | 20  | 19                          | 6.4              | 7,795       | —      | 0                               | 0           | —                | 6.4                                            | 7,795                 | 10,620      | 2,825       | － 754                           | － 25.1                               |
|                | 平均 |             | 4.9                   | 2.5 | 2.4                         | 0.8              | 974         | 1,232  | 0                               | 0           | —                | 0.8                                            | 974                   | 1,328       | － 353       | － 94                            | － 3.1                                |
| (3)水田・<br>焼畑農家 | 合計 | 19          | 164                   | 87  | 85                          | 19.3             | 20,700      | —      | 145,128                         | 22,500      | —                | 34.0                                           | 43,200                | 43,740      | － 540       | 97                              | 3.4                                  |
|                | 平均 |             | 8.6                   | 4.6 | 4.5                         | 1.0              | 1,089       | 1,137  | 8,063                           | 1,250       | 1,654            | 1.8                                            | 2,274                 | 2,302       | － 28        | 5                               | 0.2                                  |
| (1)＋(2)＋(3)    | 合計 | 31          | 225                   | 117 | 110                         | 25.7             | 28,495      | —      | 205,515                         | 30,500      | —                | 46.4                                           | 58,995                | 61,200      | － 2,205     | － 382                           | － 12.5                               |
|                | 平均 |             | 7.3                   | 3.8 | 3.5                         | 0.8              | 919         | 1,164  | 8,935                           | 1,386       | 1,585            | 1.5                                            | 1,903                 | 1,974       | － 71        | － 12                            | － 0.4                                |

出所：聞き取り調査により筆者作成。

注：本稿における水田面積値は、郡の徴税官による実測値（m<sup>2</sup>）を使用した一方、焼畑面積については、各農家に対する聞き取り調査のなかで農民が記憶するその年々の播種量をもとに推計したため、より精度の粗い ha 表示とした。

村では、1999年に43家族が居住していたが、我々の調査はそのうちの31家族に及んだ。1998年の収穫量について17農家が1農家当たり3.5カ月分の米の余剰を抱えている一方、14農家は同5.2カ月分の米不足に直面していた。米余剰の17農家と米不足の14農家の31農家合計では、米収穫量は58,995 kgに達し、これに対し米必要量が61,200 kgであるため、差し引き2,205 kgの米不足が発生した（表2）。この米不足量を一農家当たりの平均でみると0.4カ月分の不足に相当する。

## IV-2-2 農耕形態別米自給状況

水田耕作か焼畑耕作かあるいは水田・焼畑耕作ともに行っているかという農耕形態からこれら31家族を分類すると、水田のみで生計を立てている農家は4家族（13%）、焼畑のみで生計を立てている農家は8家族（26%）、残りの19家族（61%）は水田と焼畑の兼業である。農業以外で生計を立てている農家は存在しない。

水田専業農家4家族ではすべて米が余り、1農家平均2.3カ月の備蓄を抱えている。これらの農家は平均1.5 haの水田を保有し1年間に平均2,000 kgの米を収穫している一方、年間米

必要量は 1,710 kg であるため余剰が生じる。ここで重要な指摘はこれらの農家は焼畑を行う必要がないということである。焼畑専業農家の保有耕地が平均わずか 0.8 ha にすぎないことを思い起こせば、平均 1.5 ha を保有する水田専業農家は非常に恵まれた状況にあることがわかる。

焼畑専業農家 8 家族のうち、2 家族は 2.6 カ月の米余剰、6 家族が 5 カ月の米不足に陥っている。焼畑専業農家の 75% もが米不足であるという事実は、焼畑だけに依存した農業では将来的に食糧確保の面から生存が困難であることを物語っている。不足農家は余剰農家の 1.5 倍の家族構成員を抱えているにもかかわらず、焼畑面積は不足農家が 0.8 ha、余剰農家が 0.7 ha とあまり格差がないところに米不足の原因はある。すなわち家族が多くなればなるほど食糧確保のための焼畑耕地の拡大動機が強くなるが、一方で焼畑耕地に余剰がないため、同村内あるいは他村の他の農家が保有する休耕地に侵入し焼畑を強引に行わざるを得ないという現実がある。このため自己の焼畑の拡大は他の農家の焼畑の減少に直結するのである。加えて余剰農家で 1,646 kg、不足農家では 1,067 kg という 1 ha 当たりの収量に差がみられるということである（表 3）。これは焼畑が耕作する耕地の土質にかなり依存することを示しており、かりに 1998 年が余剰であった農家であったとしても、翌年の焼畑の土質と虫害、病気による影響および天候次第で米不足に転落する危険性が十分にあることを示している。

次に水田と焼畑をとに行っている農家の食糧過不足状況を見てみたい。水田・焼畑兼業農家 19 家族のうち 58% に当たる 11 家族は 1 年間に平均 4.1 カ月分もの米余剰がある一方、残りの 42% に当たる 8 家族は平均 5.2 カ月の米不足という悲惨な状況に陥っていることが判明した（表 4）。この格差の原因は、

- （1）米不足農家の焼畑面積が平均 0.8 ha にすぎないのに対し、余剰農家は 1.2 ha も保有するという耕地面積の差から生まれていること。この結果、焼畑からの米収穫量は余剰農

表 3 焼畑専業農家の米自給状況——焼畑耕地割当制度実施前（1998 年）——

|                    |    | 農<br>家<br>数 | 家<br>族<br>構<br>成<br>員 | 女   | 12<br>歳<br>以<br>下<br>子<br>供 | 焼畑（水田なし）         |                            |             |        |                            |                                 |                                      |                            |
|--------------------|----|-------------|-----------------------|-----|-----------------------------|------------------|----------------------------|-------------|--------|----------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
|                    |    |             |                       |     |                             | 焼<br>畑<br>面<br>積 | 税<br>金<br>申<br>告<br>面<br>積 | 収<br>穫<br>量 | 収<br>量 | 家<br>族<br>米<br>必<br>要<br>量 | 家<br>族<br>米<br>過<br>不<br>足<br>量 | 1<br>人<br>当<br>米<br>過<br>不<br>足<br>量 | 米<br>過<br>不<br>足<br>月<br>数 |
|                    |    |             |                       |     |                             | ha               | ha                         | kg          | kg/ha  | kg                         | kg                              | kg/人                                 |                            |
| (1) 米余剰・<br>焼畑専業農家 | 合計 | 2           | 7                     | 3   | 3                           | 1.4              | 0.7                        | 2,300       | —      | 1,980                      | 320                             | 151                                  | 5.1                        |
|                    | 平均 |             | 3.5                   | 1.5 | 1.5                         | 0.7              | 0.4                        | 1,150       | 1,646  | 990                        | 160                             | 76                                   | 2.6                        |
| (2) 米不足・<br>焼畑専業農家 | 合計 | 6           | 32                    | 17  | 16                          | 5.0              | 2.3                        | 5,495       | —      | 8,640                      | — 3,145                         | — 905                                | — 30.2                     |
|                    | 平均 |             | 5.3                   | 2.8 | 2.7                         | 0.8              | 0.5                        | 916         | 1,067  | 1,440                      | — 524                           | — 151                                | — 5.0                      |
| (1)+(2)            | 合計 | 8           | 39                    | 20  | 19                          | 6.4              | 3.0                        | 7,795       | —      | 10,620                     | — 2,825                         | — 754                                | — 25.1                     |
|                    | 平均 |             | 4.9                   | 2.5 | 2.4                         | 0.8              | 0.4                        | 974         | 1,232  | 1,328                      | — 353                           | — 94                                 | — 3.1                      |

出所：聞き取り調査により筆者作成。

表4 水田・焼畑兼業農家の米自給状況——焼畑耕地割当制度実施前（1998年）——

|                     |    | 農家数 | 家族構成員 | 女   | 12歳以下子供 | 水田          |        |          | 焼畑   |        |       | 水田＋焼畑     |        |        |        |        |       |      |      |      |    |
|---------------------|----|-----|-------|-----|---------|-------------|--------|----------|------|--------|-------|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|------|------|------|----|
|                     |    |     |       |     |         | 実際の<br>水田面積 | 収穫量    | 実質<br>収量 | 焼畑面積 | 収穫量    | 収量    | 実際の<br>焼畑 | ＋水田面積  | 収穫量合計  | 家族米必要量 | 家族米    | 過不足量  | 1人当米 | 過不足量 | 米過不足 | 月数 |
|                     |    |     |       |     |         |             |        |          |      |        |       |           |        |        |        |        |       |      |      |      |    |
| (1)米不足水田・<br>焼畑兼業農家 | 合計 | 8   | 76    | 39  | 36      | 49,356      | 7,500  | —        | 6.6  | 4,800  | —     | 11.5      | 12,300 | 20,880 | －8,580 | －1,258 | －41.9 |      |      |      |    |
|                     | 平均 |     | 9.5   | 4.9 | 4.5     | 7,051       | 1,071  | 1,714    | 0.8  | 600    | 932   | 1.4       | 1,538  | 2,610  | －1,073 | －157   | －5.2  |      |      |      |    |
| (2)米余剰水田・<br>焼畑兼業農家 | 合計 | 11  | 88    | 48  | 49      | 95,772      | 15,000 | —        | 12.7 | 15,900 | —     | 22.3      | 30,900 | 22,860 | 8,040  | 1,355  | 45.3  |      |      |      |    |
|                     | 平均 |     | 8     | 4.4 | 4.5     | 8,707       | 1,364  | 1,616    | 1.2  | 1,445  | 1,248 | 2.0       | 2,809  | 2,078  | 731    | 123    | 4.1   |      |      |      |    |
| (1)＋(2)             | 合計 | 19  | 164   | 87  | 85      | 145,128     | 22,500 | —        | 19.3 | 20,700 | —     | 33.5      | 43,200 | 43,740 | －540   | 97     | －0.1  |      |      |      |    |
|                     | 平均 |     | 8.6   | 4.6 | 4.5     | 8,063       | 1,250  | 1,654    | 1.0  | 1,089  | 1,137 | 1.8       | 2,274  | 2,302  | －28    | 5      | 0.2   |      |      |      |    |

出所：聞き取り調査により筆者作成。

家の 1,445 kg に対して、不足農家はその 42% に当たる 600 kg にしかすぎないという収穫量の差として顕在化した。

(2) 水田に目を向けると、米余剰農家は平均 0.9 ha、不足農家は 0.7 ha と大差はないが、水田からの収穫量は米余剰農家の 1,364 kg に対して、米不足農家は 1,071 kg しか収穫できないため、余剰農家と不足農家では 1 農家当たり約 300 kg の差として現れている(表4)。ちなみに 300 kg の米は成人の 10 カ月分の食糧に相当する。

(3) 米不足農家の家族構成員数は、平均 9.5 人という大家族であり、米余剰農家よりも 1.5 人多い。このことが収穫量の少ない米不足農家にさらに大きな負担を与えている。

以上、水田・焼畑兼業農家にとっても、結局、水田を保有することが食糧安全保障上重要な戦略となるということがいえる。しかしながら水田保有面積が家族人口に比べて少ない場合、それを補うために焼畑をやらざるを得ない。焼畑を中核的に営む農業形態を継続する限り、生活の安定化は一向に実現しないという矛盾した現実がある。

#### IV-3 新方式導入——焼畑耕地割当制度

6 年以上の休閑地はすでに存在しないほどの焼畑耕地の絶対的不足という危機的な状況に対し、村長はこれまでにない新しい方式を導入する決意を下した。それは各農家に対して以下の優先順位にしたがってファイソン村の森林を焼畑耕作作用として農家に割り当てるというものである。1999 年に実施されたこの割当のルールは、1) 水田のみで自給可能な農家には割当をしないとしたりうで、2) 水田を全く保有しない農家を最優先し、次に 3) 水田は保有しているものの、家族が多いため水田だけでは自給できない農家を優先するというものである。この割当ルールにしたがい、村長は焼畑専業農家に平均 0.5 ha をまず優先的に割り当てた。次に水田・焼畑兼業農家に対しその家族規模にしたがい平均 0.5 ha を割り当てた。なお水田専業農家

は、焼畑に頼るまでもなく食糧が十分に確保できるため割当から除外された。

しかしながら村が割り当てた焼畑耕地からの米のみでは十分ではなく、人々は他に焼畑耕地を自ら探さなくてはならない道を余儀なくされた。これを「自由焼畑」と呼ぶことにする。結果として焼畑専業農家は、平均 0.2 ha の自由焼畑を遂行し、割当の 0.5 ha を合わせると平均 0.7 ha の焼畑を行った（焼畑面積は前年比 0.1 ha の減少）。水田・焼畑兼業農家は 0.5 ha の村の割当に加え、0.3 ha の自由焼畑耕地を耕し、平均 0.8 ha の焼畑を行った（焼畑面積は前年比 0.2 ha の減少）。水田専業農家は、4 農家のうち 1 農家が粳米の生産のため自由焼畑を行ったが残り 3 農家は一切焼畑を行わなかった。

割当制度は確かに焼畑専業農家を最優先したが、結果的に割り当てられた焼畑耕地面積は焼畑専業農家と水田・焼畑兼業農家の間で全く平等（各 0.5 ha）であったといってよい。この結果、水田と焼畑を合わせた総耕地面積でみると、水田・焼畑兼業農家（1.5 ha）と水田専業農家（1.6 ha）とはほとんど格差がない一方で、焼畑専業農家はわずか 0.7 ha とその半分にすら満たない結果となった（表 5）。<sup>3)</sup> 焼畑面積自体が減少している状況下において、水田を保有しない

表 5 農耕形態別焼畑耕地割当と自由焼畑（1999 年）

|                   |    | 農家数 | 家族構成<br>成員 | 水田                                      |                            | 焼畑                          |                                  |                             |                                         |                        |                            | 水+焼<br>実焼<br>畑面<br>積合<br>計<br>m <sup>2</sup> |
|-------------------|----|-----|------------|-----------------------------------------|----------------------------|-----------------------------|----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------|------------------------|----------------------------|----------------------------------------------|
|                   |    |     |            | 実<br>水<br>田<br>面<br>積<br>m <sup>2</sup> | 前<br>年<br>比<br>増<br>減<br>% | 村<br>割<br>当<br>面<br>積<br>ha | 自<br>由<br>焼<br>畑<br>面<br>積<br>ha | 実<br>面<br>積<br>合<br>計<br>ha | 実<br>面<br>積<br>合<br>計<br>m <sup>2</sup> | 焼<br>畑<br>面<br>積<br>ha | 前<br>年<br>比<br>増<br>減<br>% |                                              |
|                   |    |     |            |                                         |                            |                             |                                  |                             |                                         |                        |                            |                                              |
| (1) 水田専業農家        | 合計 | 4   | 22         | 60,387                                  | —                          | —                           | 0.3                              | 0.3                         | 3,000                                   | 0.3                    | —                          | 63,387                                       |
|                   | 平均 |     | 5.5        | 15,097                                  | 0.0                        | —                           | 0.1                              | 0.1                         | 750                                     | 0.1                    | —                          | 15,847                                       |
| (2) 焼畑専業農家        | 合計 | 8   | 39         | 0                                       | —                          | 4.0                         | 1.6                              | 5.6                         | 56,000                                  | — 0.8                  | —                          | 56,000                                       |
|                   | 平均 |     | 4.9        | 0                                       | 0.0                        | 0.5                         | 0.2                              | 0.7                         | 7,000                                   | — 0.1                  | — 9.0                      | 7,000                                        |
| (3) 水田・<br>焼畑兼業農家 | 合計 | 19  | 164        | 141,219                                 | —                          | 9.8                         | 5.5                              | 15.3                        | 153,000                                 | — 3.2                  | —                          | 294,219                                      |
|                   | 平均 |     | 8.6        | 7,433                                   | — 2.7                      | 0.5                         | 0.3                              | 0.8                         | 8,053                                   | — 0.2                  | — 9.3                      | 15,485                                       |
| (1)+(2)+(3)       | 合計 | 31  | 225        | 201,606                                 | —                          | 13.8                        | 7.4                              | 21.2                        | 212,000                                 | — 3.7                  | —                          | 413,606                                      |
|                   | 平均 |     | 7.3        | 6,503                                   | — 1.9                      | 0.4                         | 0.2                              | 0.7                         | 6,839                                   | — 0.1                  | — 9.2                      | 13,342                                       |

出所：聞き取り調査により筆者作成。

- 3) 焼畑耕地の割当は、1) 水田のみで自給可能な農家には割当をしないとしたうえで、2) 水田を全く保有しない農家を最優先し、次に3) 水田は保有しているものの、家族が多いため水田だけでは自給できない農家を優先する、という3原則を基本ルールとして焼畑専業農家と水田・焼畑兼業農家にそれぞれ 0.5 ha が配分された。この配分ルールは、水田・焼畑兼業農家（1 農家当たり平均 1.5 ha）と水田専業農家（同 1.6 ha）の保有格差を消滅させた一方で、焼畑専業農家（同 0.7 ha）との間に 2 倍という大きな格差を生み出す新たな問題を惹起した。耕地の規模が食料生産量に直結することは自明の理であるにもかかわらず、このような配分ルールが実施された背景と、その過程で発生した村人間の確執や妥協、加えてその後の配分ルールがどのように改良されていったのか、今回の調査で明らかにしていきたい。

表 6 米余剰・不足農家別焼畑耕地割当と自由焼畑（1999 年）

|           |    | 農家数 | 水田             |                 | 焼畑        |                |                   |                   |                 |                 | 水＋焼                      |
|-----------|----|-----|----------------|-----------------|-----------|----------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|--------------------------|
|           |    |     | 実際の<br>水田面積    | 水田<br>前年比<br>増減 | 村割当<br>面積 | 自由<br>焼畑<br>面積 | 実際の<br>焼畑<br>面積合計 | 実際の<br>焼畑<br>面積合計 | 焼畑<br>前年比<br>増減 | 焼畑<br>前年比<br>増減 | 実際の<br>水田＋<br>焼畑<br>面積合計 |
|           |    |     | m <sup>2</sup> | %               | ha        | ha             | ha                | m <sup>2</sup>    | ha              | %               | m <sup>2</sup>           |
| (1) 米余剰農家 | 合計 | 17  | 153,954        | —               | 5.8       | 3.4            | 9.2               | 92,000            | － 4.9           | —               | 245,954                  |
|           | 平均 |     | 9,056          | 3.0             | 0.3       | 0.2            | 0.5               | 5,412             | － 0.2           | － 24.5          | 14,468                   |
| (2) 米不足農家 | 合計 | 14  | 47,652         | —               | 8.0       | 4.0            | 12.0              | 120,000           | 0.4             | —               | 167,652                  |
|           | 平均 |     | 3,404          | 29.0            | 0.6       | 0.3            | 0.9               | 8,571             | 0.0             | 7.3             | 11,975                   |
| (1)+(2)   | 合計 | 31  | 201,606        | —               | 13.8      | 7.4            | 21                | 212,000           | － 4.5           | —               | 413,606                  |
|           | 平均 |     | 6,503          | 11.0            | 0.4       | 0.2            | 0.7               | 6,839.0           | － 0.1           | － 10.0          | 13,342                   |

出所：聞き取り調査により筆者作成。

焼畑農民は十分な耕地面積を保有することができないため食糧問題を引き起こす宿命にあるということを物語っている。

一方米余剰・不足農家別に比較してみると、1998年に米の余剰を抱えた17農家に対する焼畑耕地の村割当は平均0.3haにすぎなかったが、米不足農家にはその2倍の0.6haが割り当てられた。これにより焼畑耕地の割当は米不足農家に対し優先的に行われたことが確認される。それゆえ水田と焼畑を合わせた総耕地面積についてみると、米余剰農家が1.4ha、米不足農家が1.2haを保有しており、0.2haの差しかみられない結果となっている（表6）。

## V 他村への移住促進要因——12 km 村および 23 km 村

1990年に設立された12 km 村は、サムヌアを起点に国道6号線を12 km 南下した地点に、ファイソン村から20家族、その他の村から5家族が移住してできた混合村である。ファイソン村から12 km 村に移住した20家族は、移住の最大の理由を食糧問題としている。これらの家族の共通点は、ファイソン村に水田を全く保有していなかったということである。彼らはそれまで、現12 km 村周辺の山で焼畑をし陸稲栽培を行っていたが、収穫された籾をファイソン村へ搬送するのは決して容易なことではなかった。確かに12 km 村は尾根上の高い所にあり、飲み水も200 m 下って川から汲んでこなければいけないような不利な立地条件である。しかし水田がなく焼畑のみという同じ条件ならば、土地が陸稲により適した12 km 村に移住した方がよいとの判断が働き、水田を保有しない20家族は、12 km 村へ親戚とともに移住するに至った。

しかしながら現在、12 km 村は、森林の荒廃が進み焼畑耕地の不足が深刻化するなかで、隣

村，低地ラオ族のハムヌア村の土地を借用し焼畑をかるうじて続けているという苦境に陥っている。なかには半年以上も米不足に陥っている農家すら存在し，また焼畑だけではもはや食糧が確保されない村の生活を見限って，親戚などを頼り他の村へ再移住する農家もみられるほどである。

一方 23 km 村が設立されたのは 1998 年 4 月 1 日のことである。移住を決意した理由の第 1 は，サムヌア郡農林局による移住の勧めである。ラオス政府が 1999 年に「2004 年焼畑禁止令」を発令したことから，焼畑農民の間ではもはや焼畑に将来はないという悲観論が強くなってきている。郡農林局は山岳に居住する農民に国道沿いに移住すれば，水田耕作ができるように水を引く約束をしているが，現状では空約束となっている。第 2 に，移住村からは病院への距離が縮まりアクセスが容易となる。第 3 に，小学 2 年生までの教育しかないファイソン村に比べ，移住村では小学高学年および中等教育を提供できる隣村へのアクセスが可能となること，また町へ出かける際に車が使え市場が近くなることから居住環境の改善が期待される。第 4 に，彼らはファイソン村に居住している頃から同村で十分な焼畑耕地を得ることができず，隣村に属する森林で許可を得，焼畑をやらせてもらってきた。モン族のしきたりによれば，1 回焼き畑を行うと 2 回目までは耕作者に対しその土地の耕作権が認められるというが，最近では他の農家の休閑地において焼畑を始めるケースが多発しいざこざが絶えない。この係争のいわば敗北者，すなわちファイソン村の住民でありながら村内で焼畑耕地を確保できなかった農民がファイソン村から退出して行くことになる。第 5 に，上記 4 とも関連するが，移住民が保有する水田は 1 農家を除けばファイソン村のなかには存在せず，23 km 村から国道 6 号線をサムヌアへ北上したハムタイ村やナムアン村に立地するため（図 1），自転車を利用すれば，ファイソン村から通うよりもかえって近くなるという利点が移住動機として働くことになる（表 7）。

表 7 23 km 村移住農家の水田立地と所要時間

|   | 氏 名       | 水田立地                 | 至水田所要時間              | 農耕形態  |
|---|-----------|----------------------|----------------------|-------|
| 1 | ワンスー・ワン   | ハムタイ村<br>ファイソン村ファイワン | 自転車で 1 時間<br>徒歩 1 時間 | 水田＋焼畑 |
| 2 | ツァーシャウ・ワン | ナムアン村                | 自転車で 1 時間            | 水田＋焼畑 |
| 3 | サン・ワン     | 未保有                  |                      | 焼畑    |
| 4 | モクワ・ワン    | 未保有                  |                      | 焼畑    |
| 5 | ニアション・ワン  | ヤート村                 | 自転車で 1 時間            | 水田＋焼畑 |
| 6 | ツー・ワン     | 未保有                  |                      | 焼畑    |
| 7 | パッチャイ・ワン  | ハムタイ村                | 自転車で 1 時間            | 水田＋焼畑 |
| 8 | ビー・ワン     | ファイソン村ファイワン          | 徒歩 1 時間              | 水田＋焼畑 |
| 9 | マイロー・ワン   | N. A.                | N. A.                | 水田＋焼畑 |

出所：聞き取り調査により筆者作成。

モン族の人々は一般に親族と深い関係を有しているため、移住の際も親戚とともに行動し、一家族で移住することがない。一方でファイソン村の水田を親から相続した息子は必ずファイソン村にとどまり、決して移住はしない。すなわち 12 km 村や 23 km 村へ移住した農家は、親の水田を相続できなかった息子が、他の親族を引き連れて移住したといえる。

さらに移住の意志決定の際に、上記理由 1 の郡農林局の支援約束とともに移住の意志決定をさらに後押しするのは外国援助に対する期待である。ファイソン村のように、自動車が入る地元の村から徒歩で約 3 時間離れている山岳離村には、外国援助は一般に供与され難いので、23 km 村や 12 km 村のように国道沿いの村へ移住し、灌漑プロジェクトなどの外国援助を期待することになる。

## VI 移住希望状況

31 農家のうちファイソン村から他村へ移住を希望する農家は 2、移住先近隣で水田が入手できるならばという条件付き移住希望農家は 7、残りの 22 農家は移住を希望していない（表 8）。移住希望農家と条件付き移住希望農家が全体の 26% にすぎないのは、12 km 村へ 20 農家、23 km 村へ 9 農家がすでに移住が完了しているからであり、それら農家（20 + 9）の比率は 48% にのぼる。つまりファイソン村の 2 軒に 1 軒はすでに移住を完了、さらに 26% の農家が移住を考慮しているということを意味している。

次に 31 農家を農耕形態別でみると、水田専業農家はどの農家も移住意志はもっておらず、ファイソン村にとどまる決意に揺るぎはない。水田を保有している以上、新しい地へ移住するという意味が全くないからである。水田・焼畑兼業農家についても移住希望（1）および条件付き移住希望（4）を合わせるとその比率は 26.3% にすぎず、移住意志のない農家（73.7%）が大勢を占めている。一方焼畑専業農家については移住希望（2）および条件付き移住希望

表 8 移住希望状況

|           | 移住希望 | 条件付き移住希望 | 移住意志なし | 合 計   |
|-----------|------|----------|--------|-------|
| 水田専業農家    | 0    | 0        | 4      | 4     |
| %         | 0.0  | 0.0      | 100.0  | 100.0 |
| 水田・焼畑兼業農家 | 1    | 4        | 14     | 19    |
| %         | 5.3  | 21.1     | 73.7   | 100.0 |
| 焼畑専業農家    | 1    | 3        | 4      | 8     |
| %         | 12.5 | 37.5     | 50.0   | 100.0 |
| 合計        | 2    | 7        | 22     | 31    |
| %         | 6.5  | 22.6     | 71.0   | 100.0 |

出所：聞き取り調査により筆者作成。

表9 水田入手方法

|        | 自己造成 |         | 購 入 | 合 計   |
|--------|------|---------|-----|-------|
|        |      | 両親からの相続 |     |       |
| 水田保有農家 | 22   | (10)    | 1   | 23    |
| %      | 95.7 | (45.5)  | 4.3 | 100.0 |

出所：聞き取り調査により筆者作成。

(3) を合わせるとその比率は 50% となり、2 軒に 1 軒は移住を希望しているということになる。すなわち焼畑の比率が高ければ高いほど、食糧不足となる確率が高まるため、移住希望が強くなる傾向があるといえる。

## VII 水田入手方法

水田は最初に造成した者がその保有権をもつことができる先占所有が原則である。

ファイソン村で、水田を保有する農家は、4 水田専業農家と 19 水田・焼畑兼業農家の計 23 農家である(表9)。これらの農家は1軒を除いて水田を自らの手で10～20年前に造成している。現在ファイソン村内も近隣村落においても可能なところにはすべて新田が造成されており、今後新しい棚田をさらに造成するためには重機が入らないことには不可能である。新田の開墾が事実上不可能であることから、水田の相続から外れた子供は焼畑に依存した生活を強いられることになる。しかしその焼畑に対する将来展望が開けないことがファイソン村の悲しい現状を物語っている。そして焼畑に将来展望をもてない山岳地域村落の多くがファイソン村とまさしく類似した深刻な食糧問題に直面しており、打開策が急務となっている。

## VIII 生計維持のための村民の選択肢

山岳民族にとって最も望ましい食糧確保の手段は水稻稲作である。山岳民族は焼畑しかしないものと決めつけているのは偏見に等しい。次善の策は、10年以上の長期休閑期間をもった焼畑である。第3の選択肢は短期循環の焼畑となる(これは家族を養うに足る面積をもつ焼畑耕地の入手が困難なため、今ある焼畑耕地の周期を短縮化することにより集約化された焼畑である)。しかし短い休閑期間であれば雑草の繁殖が激しいため、除草作業に費やす労働投入量は激増する。第4は、ケシ栽培である。換金能力は確かに高いが、現在では昔に比べ自由に行えなくなっている。第5に、牛、水牛、豚、鶏、アヒル等の畜産があげられる。第6は、農業労働者として他の農家の田畑を手伝うことにより、1日5,000キップ(約60円)の現金かもし

くは米6kgを受け取り生計を立てる方法である。そして第7の選択肢として、意外にもくわがた採取<sup>4)</sup>があげられた。日本のマニア向けに日本のバイヤーがファイソン村まで買い付けに来ている姿をしばしば目にする。ラオスの公務員給与が月額10～20ドルであることを思い起こせば、現金収入の乏しい農家に対する1つがい300ドル（雄体長80mm以上）という破格値の及ぼす経済効果は絶大である。ファイソン村にはくわがたが生息するような大木はすでに伐採されて存在しないため、農民は3～4人一組となって1週間程度の行程で保全林へと足を運び、くわがたの生息していそうな大木を見つけると伐採し、倒木から採取する。かりに自分自身がくわがた採取を自重したとしても、他の人が採りに行き樹木を伐採するから、結局のところ自分自身も出かけることになるという共有地の悲劇がここにおいても発生する。

## IX 共有地の悲劇が生み出したもの

村落人口の漸次的増加に対し、農民は焼畑の外延的拡張を行うことによって対処してきた。原生林が豊富に存在する時代は焼畑耕地は1回限りで放棄され、翌年は別の適地を探し焼畑を行い、一度耕した土地に戻ってくる必要などなかった（図2）。しかしながら人口の増大が加速するにつれて、農民による食糧増産のための森林の過剰利用が始まり、その結果原生林は二次林と化す。そしてこれまでの外延的略奪型の焼畑に終止符を打たざるを得ず、循環型焼畑へと転換されるようになる。焼畑の循環年数を決定するのは休閑地を含む1人当たり焼畑耕地面積である。食糧問題を考える際には人口を村落面積で除した「人口密度」は適切な指標とはなら

|               |          |                           |       |      |   |
|---------------|----------|---------------------------|-------|------|---|
| 森林形態          | 原生林      | 二次林                       |       |      |   |
| 焼畑形態          | 外延の略奪型焼畑 | 循環型焼畑                     |       |      |   |
| 放棄・循環形態       | 1回放棄     | 長期循環 → 中期循環 → 短期循環        |       |      |   |
| 循環年数          | 無循環      | 10年以上                     | 8～10年 | 5～8年 |   |
| 原生林<br>相対的肥沃地 | トウモロコシ栽培 | トウモロコシ<br>2～3サイクル 陸稲栽培へ転換 |       |      |   |
|               |          | トウモロコシ→ケシ年間連作             |       |      |   |
|               | 土地生産性    | 高                         | →     |      | 低 |
|               | 労働生産性    | 高                         | →     |      | 低 |
|               | 除草作業     | 少                         | →     |      | 多 |
| 原生林相対的痩地      | ケシ栽培     |                           |       |      |   |

図2 焼畑耕地利用方法の変遷

出所：筆者作成。

4) ファイソン村の家計調査を実施し、各農家のケシ栽培、農業賃労働、畜産、くわがた採取、米余剰農家・不足の米処分や賃貸状況の実態についてより包括的な情報を把握する必要がある。

ない。食糧が生産される耕地とその休閑地の面積の合計値を村落人口（＝食糧需要人口）と比較することによって初めて意義が出てくる〔Boserup 1965; 井上 1995〕。休閑地を含む一人当たり焼畑耕地面積〔＝（焼畑耕地面積＋休閑地）／村落人口〕が広大であった時代、すなわち人口に比して耕地が広大であった時代は、10年以上の長期循環の焼畑が可能であった。農民は人口の増大に直面し、休閑地の休眠期間を長期循環から中期循環（8～10年）へ次第に転換してゆき、集約化の始まりが見られるようになる。さらに人口増大はとどまらず、5～8年の短期循環へ移行せざるを得なくなってきた。休閑期間が短くなればなるほど土地の生産性は低下し、これと反比例するごとくに除草作業に費やさなければならない労働投入量（人・時間）が増大するため、手間をかけた割には収量は伸びず、この集約化のプロセスは労働生産性の低下を必然的に伴うことになる。

このような村の内部条件と森林の外部条件の変化に遭遇したファイソン村の農民の行動は3つに分かれたといっていよいであろう（図3）。第1のグループは、焼畑耕地の不足を近い将来迫り来る事実としてとらえた「かなり深刻な未来像」をもった農家であり、彼らは焼畑耕作の暇を縫って水田の造成に精を出した。これらの農家はやがて水田専業農家となり、焼畑に頼らなくてもよい「焼畑脱却農家」へと昇華していった。第2のグループは、第1グループに数年から数十年遅れて水田の造成に取りかかった農家である。焼畑の将来に対する展望が第1グループよりも甘かったことが水田造成の着手に遅れた原因である。この判断の遅れのために水田だけで食糧が足るに十分な用地を確保することができず、このため水田を中核としながらも不足分を焼畑で得るといふ「水田・焼畑兼業農家」となった。彼らにとって焼畑は食糧を補完するという補足的な意味をもつ。第3のグループは、焼畑に対しかなり楽観的な将来展望をもっていたため、水田の造成に取りかかりたいと思ったときには時すでに遅く、ファイソン村にも近隣村落にも水田に適した用地はすべて他農家によって造成し尽くされていた。このため100%焼畑依存の農耕形態以外に選択肢が残されていなかった。この将来展望の甘さに加えて、投入

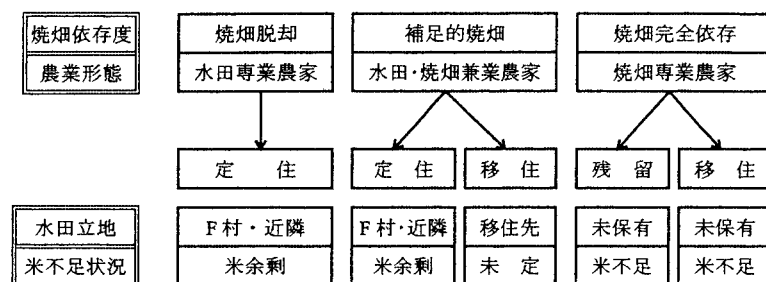


図3 焼畑依存度と移住との関係

出所：筆者作成。

注：F村はファイソン村をさす。

労働量の配分問題が水田用地の入手可能性のより一層の低下をもたらしている。すなわち第3グループの水田造成を阻む要因は、焼畑耕地では土地生産性と労働生産性が低下している一方で除草作業に投入される労働量が飛躍的な増大をみせており、焼畑と水田造成のために投入される労働力はトレードオフの関係にあるため、限られた労働力を水田造成に割り振ることがますます困難になっていることにある。また陸稲栽培を終えた農閑期はケシ栽培に追われるため、水田造成に労働力を投入することは至難の業である。加えて近隣に水田に適した用地を見つけることはもはや不可能であり、ファイソン村からかなり遠隔な地に用地を確保しなければならず、アクセスが困難となる。こうなると焼畑と水田造成を同時並行的に行うことは現実的には絶望的なほど困難となる。

ファイソン村だけでなく近隣村落もまた激しい人口圧力を受けて外延的拡張を伴った略奪的焼畑を繰り返してきた。このように村落人口の増大は焼畑の外延的略奪的拡張によって吸収されてきたわけであるが、同時に焼畑の外延的略奪的拡張が可能であったからこそ人口が増大できたのである。焼畑は所有権の判然としない共有地を利用して行われるため過剰利用は不可避免となり、いわゆる「共有地の悲劇」が発生する。そしてこの苦肉の解決策が、村による焼畑耕地の割当なのである。しかし時代の推移とともに村落間の境界が確定化するにつれて、焼畑の外延的拡張は他村の領有地に対する挑戦的侵略行為に等しく、互いに自重が求められるようになってきた。また政府の焼畑政策としては保全林の指定および低地への移住という2つの政策が通常とられている。前者の場合農民は従来焼畑をやってきた地域から閉め出されるため、耕作可能面積が縮小化し、食糧不足が加速化される。さらに「2004年焼畑禁止令」の発令は、行政サイドの強い姿勢の表れとして近未来的に焼畑が持続可能な農業でないという精神的な不安感を増幅する結果となった。

## X 提 言

2001年3月ラオス人民革命党第7回党大会が開催され、その政治報告のなかでカムタイ大統領兼議長は少数民族と貧困・焼畑に対する政策に関し言及を行っている。具体的には、国内の民族、階級、両性および宗教間の融和を党の基幹方針として掲げるとともに長期戦略目標としても位置づけている。同時に、民族間の教育の平等と差別の撤廃を謳い、少数民族文化を尊重する基本姿勢を顕わにしている。加えて、ラジオ、テレビ、その他の媒体の普及により報道、情報および娯楽に対する少数民族のアクセス拡大をはかることで、機会の平等をも実現しようと提唱している。他方、貧困・焼畑に対する政策としては、2001～2005年の直近目標として、貧困層の割合の半減、焼畑の原則抑止、アヘン栽培の全廃を掲げ、引き続き2006～2010年においては貧困の撲滅と焼畑の全廃をはかるという計画を打ち出している。焼畑を継続すれば加

速的に森林が破壊され、水資源の枯渇化が進むというのが政府をして焼畑抑制を強く主張させる理由である。政府の焼畑に対する政策は全面禁止であり、山岳地域における貧困救済のために社会経済開発地域と呼ばれる特別開発地区を設定し、そこへ山岳農民を移住させようというものである。かくして、森林と水資源を守る環境保護というラオス政府の焼畑政策のコンセプトに対し、山岳農民にとってすれば焼畑は食糧安全保障問題であるという筆者らの認識ギャップを再度確認したうえで、このような困難な問題に対し以下のような提言を行い、本論の結論としたい。

第1に、山岳民族の焼畑を法的に禁止し、政府の思惑どおり彼らを社会経済開発地域に移住させることができたとして、移住先での定地農業を可能とさせる必要条件是水へのアクセスであるということを認識すべきである。移住先において水が入手できない場合、食糧問題解決の糸口がつかめないため山岳農民は移住先で焼畑を再開するかあるいは旧村に戻らざるを得ないというのがこれまでの現象である。かくして山岳農民の低地への移住計画は灌漑整備と組み合わせられたものでなければならない。

第2に、この際、灌漑整備に必要な投資資金が最大のボトルネックとなる。1996年より着手された「緊急ポンプ灌漑プロジェクト」(National Pump Instration Management Project—NPIMP)は深刻な資金難に陥ったのだが、政府が通貨増発によるファイナンスの道を選んだため1999年に128%ものインフレを惹起させるに至った。社会経済開発地域への移住プロジェクトはもともと国家予算の範疇で行われていたが、国連主導の国家財政の地方分権化が進み、現在地方財政の範疇に移行した。地方財政も非常に厳しい折から、予算手当がつかないまま社会経済開発地域への移住が強行された場合、失敗する確率が高いので、移住計画にはプライオリティーをつけ、財源が確保された段階で実施されなければならない。移住を先行させることは計画の失敗可能性を高めることになる。

第3に、この灌漑整備資金源の一部を外国援助に依存するという方法もまた現実的な選択肢の一つとして考えられる。国際協力事業団(JICA)は、1995年11月より2年間、計画策定を中心とした「ヴィエンチャン県農業農村開発計画」(Agriculture & Rural Development Project in Vientiane Province—VARDP)の第1フェーズを完了し、(1)小規模灌漑の導入による米自給支援、(2)換金作物の導入と市場経済へのアクセス改善、農家の所得向上、(3)インフラ整備を通じた農村生活環境の改善、を支柱としてとらえ、1997年から2002年までの5年間にわたり第2フェーズを現在実施中である〔国際協力事業団 2000〕。VARDPは、農民参加による持続的な農業農村開発のための方法および技術の確立をプロジェクト目標に据え、期待される成果として、(1)農業農村開発の計画・実施・評価手法の確立、(2)農業インフラ整備のための適切な技術の確立、(3)地域に適した米・穀物等の作物、畜産および養魚等の技術の確立、(4)農村生活環境の改善、(5)農民組織の育成・強化、(6)農民、技術指導者お

よび政府職員の技術能力向上, の6項目をあげている。またヴィエンチャン県のナム・グム集水域に立地するナムニャム村, バンキー村, ポンケオ村, ナプイ村, ポンホー村の5村を対象として行われており, とくにモン族の移住村であるナムニャム村をプロジェクト対象村として選定していることが画期的である。モン族の人々はラオスのなかで社会的に弱く, 政治的に不安定な立場を強いられてきた。ナムニャム村におけるパイロットプロジェクトは, 溪流取水による雨期の水田補助灌漑と畜産, 果樹および養魚を加えた丘陵地の農業複合経営型の農村開発であり, モン族の住民参加による同プロジェクトが成功すれば, 地形や気候が多少異なる他地域に形成されつつある山岳民族の移住村にも工夫と改良を加えながら応用できる可能性が開けよう。

第4に政府は, 移住予定の社会経済開発地域における水源および市場調査をあらかじめ行う必要がある。これは農民が灌漑にかかる燃料購入費用にあてるリカレントコストをいかに捻出するのか, またアクセス可能な市場が近隣に存在するのかが移住後のサステナビリティ（生計維持）を左右する問題となるためである。

第5に, すでに移住が実行され新村が設立されている地域に対し, 住民参加による灌漑整備を進めることもまた重要な視点である。ファイソン村の農民との議論によれば, 図4のナムハム川に堰を作り, 灌漑水路を2本引くことができるとすれば, 現在未使用のまま眠っている空き地約40ha（ナムハム川北部後背地約10ha および南部後背地約30ha）が水田として新たに造成可能となるという。モン族を含む多くの山岳民族は, 加速する人口の増大を背景に, これまで食糧確保の重要な手段となってきた伝統的な焼畑の継続が危機に瀕していることを実感している。移住村において水田耕作を行うことができるとすれば, 彼らの生活はかなり改善され

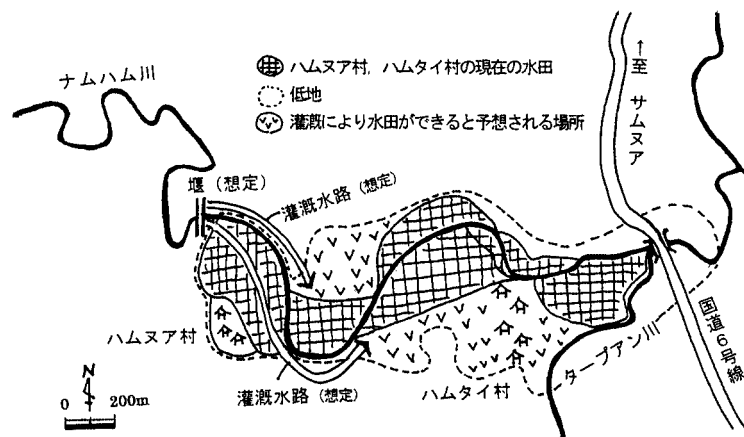


図4 ナムハム川流域における灌漑可能性  
出所：筆者作成。

るに違いない。この際、近隣の先住民との間で水をめぐる係争が生起しないよう、新たに造成された水田は、ファイソン村だけでなく、ラクサーオ村、12 km 村および 23 km 村の協同使用を前提とする。

最後に、移住先において水が入手できないケースが現在頻発して見受けられ、移住農民は焼畑を再開するか、刺繍等のハンディクラフトを生産することで生計を補助するしかなく、結局のところ移住先を後にし旧村へ戻る農民も少なくない。かかる事実が次第に知れ渡るにつれ、移住を迫られている山岳農民の間に移住に対する強い抵抗と政府に対する激しい反発を生み出しつつあり、これは現在の移住計画そのものがやがては行き詰まりをみせ自然崩壊に至るであろうことを示唆している。

#### 参 考 文 献

- Asian Development Bank. 1999. *The Government's Strategic Vision for the Agricultural Sector*.
- Boserup, E. 1965. *The Conditions of Agricultural Growth: The Economics of Agrarian Change under Population Pressure*. George Allen & Unwin Ltd.
- 井上 真. 1995. 『焼畑と熱帯林』弘文堂.
- 国際協力事業団 (JICA). 2000. 「JICA 農業開発プロジェクト・ヴィエンチャン県農業農村開発計画フェーズⅡ・農業農村開発の活動イメージおよび活動概略(案)」.
- Laos' Cooperation and Planning Commission. 1996. *Fourth Five Year Socio-Economic Development Plan (1996-2000)*.
- Laos' Ministry of Agriculture and Forestry. 1999. *Vision for Agricultural and Forestry Development until the Year 2020*.
- マッコイ, アルフレッド・W. 1974. 『ヘロイン』堀たお子(訳). サイマル出版会.
- 鈴木基義. 1995. 「ラオス—構造的食糧不足からの脱却——食糧不均衡モデルの考察」『世界経済評論』12月号: 40-47.
- World Bank. 1991. *World Development Report*.